

## 雇用・能力開発機構の存廃についての方針（大綱）

平成20年9月17日  
行政減量・効率化有識者会議

行政減量・効率化有識者会議においては、雇用・能力開発機構について、昨年末の「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日）で「法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う」と明記されたことを踏まえ、本年4月から、厚生労働省ヒアリング、地方分権改革推進委員会及び地方関係者からの意見聴取、論点整理等の審議を通じ、ゼロベースから、法人の在り方の検討を行ってきた。

検討の結果、行政減量・効率化有識者会議として、以下の方針を取りまとめた。

### I 基本的方針

法人の各業務を区分し、①必要性の高くない業務は止める、②民間でできるものは民間で、③地方でできるものは地方で、④他の法人で可能ならその法人で実施する、との観点から、以下のような改革を行うべきである。

国の果たすべき主な役割は全国的な施策の企画・指導やそのフォローアップであり、実施はできるだけ地方や民間に委ねていくことが、地域の実情や社会のニーズに即したより質の高い職業訓練の展開に資するものと考えられる。また、離職者等への職業相談、職業訓練、職業紹介のより緊密な連携を図る観点からも、今後の適切な役割分担が重要となる。

改革の実施にあたっては、業務の合理化・効率化を一層進めつつ、明確に期限を区切って改革プランを着実に推進することが必要である。

### II 業務・組織の見直し

#### 1. 中核的業務（職業訓練業務）

##### （1）職業能力開発総合大学校

職業能力開発総合大学校は廃止又は民営化（学校法人化）し、同校の施設については有効利用の方策を早急に検討する。

職業能力開発総合大学校の業務のうち、現在の卒業生の1～2割程度しか職業訓練指導員に就職していない指導員養成業務については、廃止する。

一方、再研修業務については、訓練ニーズに応じた職業訓練指導員の再研修の必要性の観点から、研修又は職業訓練に関連する他法人に移管する。その際、職業訓練ニーズと再研修の適切なマッチングを図るため、研修プログラムの抜本的な見直しが必要である。

## (2) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、職業能力開発大学校・短期大学校（ポリテクカレッジ）

現在の訓練メニューを精査し、地方や民間で行われている訓練メニューとの重複等を見直した上で、職業訓練に関連する他法人に一旦引き継ぎ、段階的に、都道府県、民間への円滑な業務移管を推進する。

なお、今後の地方分権改革推進委員会における検討も踏まえつつ、都道府県等が引き受け可能となるよう、財源の手当及び職員の扱いについて適切に対応する。特に、財政状況が厳しく、他の訓練機関も不足している地方への対応については、特段の配慮が必要である。

## (3) 民間等への委託訓練

現在、離職者訓練の約7割を占める委託訓練のより一層の拡大を進める。また、現在は、雇用・能力開発機構と都道府県の双方が実施主体となり民間等への委託訓練が行われているが、今後は委託の実施主体を都道府県に一元化した上で、財源の手当等について適切に対応する。

## (4) その他

雇用・能力開発機構が保有し、運営を全て外部に委託している地域職業訓練センターについては、職業訓練に必要不可欠な業務とは考えられず、早期に廃止する。その際、地域の希望がある場合には、移管を検討する。

生涯職業能力開発促進センター（アビリティーガーデン）は、平成20年度末に廃止する。

## 2 その他周辺の業務

### (1) 助成金業務等

都道府県センターで行ってきた助成金業務、相談業務、技能者育成資金業務等は、職業訓練、職業相談、職業紹介のより緊密な連携を図る観点から、ハローワークに移管するか、若しくは、関連性のある他法人へ移管する。

### (2) 勤労者財形業務

財形持家融資業務（住宅ローン）については、独立行政法人整理合理化計画に基づき、勤労者生活に関連する他法人に業務を移管する。

一方、利用実績の乏しい財形教育融資業務（教育ローン）は廃止する。

### (3) 雇用促進住宅の売却

勤労者財形業務と同様、勤労者生活に関連する他法人に売却業務を移管する。若しくは、国へ住宅資産を実物返納し、国において早期に処分を進める。

### (4) 私のしごと館

巨額の総工費をかけて土地、建物を整備したにもかかわらず、毎年の運営費を雇用保険料で赤字補填し、今後の計画においても赤字解消の目途が立たない「私のしごと館」業務は、廃止する。

ただし、施設そのものについては直ちに取壊すことなく、国において、一定期間をかけ、民間の知見も活用しつつ、既に投入した雇用保険料負担の最小化と施設の有効利用の観点から望ましい利用形態や売却先を検討する。

## Ⅲ 法人の廃止

上記により、法人の業務は、地方、民間、他法人等で担うものとして整理されることから、独立行政法人 雇用・能力開発機構は廃止する。

## Ⅳ 留意事項

独立行政法人の業務の見直しに伴う職員の雇用・配置転換については、

法人の労使の自主性を尊重しつつ、必要に応じ、他の独立行政法人（特に厚生労働省の法人）及び政府関係機関などにおける受入措置等により、横断的な雇用確保に努める必要がある。